



第10回全国中高教育模擬国連大会(AJEMUN)

E議場 PPまとめ

Afghanistan

アフガニスタンは、重大犯罪を裁き、被害者を守るというICCの役割はとても重要だと考えています。しかし、本国では現在、度重なる紛争と武装勢力の活動による治安の悪化や政権の非協力によって、ICCが現地調査を行うことが困難になっています。そのため、証拠収集や容疑者の逮捕が思うように進まず、紛争・迫害の被害者の救済や国内の状況把握が遅れていることが大きな課題です。実際、現在の政権の最高指導者のハイバドゥラー・アレクサンダ氏と、最高裁長官のアブドゥル・ハキム・ハッカーニ氏には人道に対する罪にあたるとして逮捕状が出ているにもかかわらず、いずれもその地位で活動を続けています。

そこで本国は、ICCの実効性を高めるためには、現地調査だけに頼らない新しい制度が必要だと考えます。具体的には、衛星画像や隣国等へ避難した難民の証言、映像資料などを専門的に集める「遠隔証拠収集チーム」の設置を提案します。また、現地調査が困難な場合でも、十分な審査を行ったそれらの証拠を正式なものとして活用できる特別調査制度を構築すべきだと考えます。この制度は本国のみならず、ウクライナやコンゴ民主共和国など、現地調査が困難なほかの国々でも役立つと考えています。そのため、各国には資金や技術、情報提供などの面で協力をお願いしたいと考えます。本国はICC改革について、このような観点で各国と建設的な議論を進めていきたいと考えます。

Albania

我が国は、ローマ規程締約国として国際刑事裁判所の理念である法の支配、人権尊重、国際法の遵守を強く支持している。EU加盟を国家最優先課題として掲げる我が国にとって、司法の外交方針と整合する。

現在ICCは、捜査・裁判の遅延、逮捕不履行、財政不足、地域偏り、政治的圧力などの多くの問題を抱えている。これらは国際刑事司法の独立性と普遍性を損なう重大な問題であり、国際社会が協力して改善すべき構造的課題である。我が国は、国内司法改革を進めつつICCへの協力能力の向上に努めており、逮捕・証拠提供などの協力枠組みを保持している。

我が国が支持する改革の中心は三つである。

第一に、捜査・裁判の迅速化であり、デジタル証拠管理や事件選択の優先順位付けを通じて効率化を図る。

第二に、財政基盤の安定化であり、拠出金未払いへの納入を強制する対応や長期財政計画の策定を支持する。

第三に、判事・検察官選出の透明化や政治的圧力への防御制度の整備、独立した監査制度の導入を通じて、ICCの独立性を強化することである。

我が国は、EU諸国(フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、オランダ、スイス、ノルウェー)、国際法重視国(日本、カナダ、ニュージーランド)、西バルカン諸国(モンテネグロ)と協力し、ICC改革を推進する立場である。想定される批判として、協力義務化が主権侵害であるとの懸念や、財政負担



増加への不安、地域偏りの解消可能性への疑問がある。しかし我が国は、協力制度は透明性向上が目的であり強制ではないこと、財政負担はEU支援枠組みで補完可能であること、普遍性向上は非加盟国との協力拡大で実現可能であることを強調する。

我が国は、国際秩序の安定とEU加盟に向けた国内改革の一環として、ICCの実効性・独立性・普遍性を高めるために積極的に行動することをここに表明する。

Australia

オーストラリアにとってICCは、国際法の支配を守り、戦争犯罪や人道に対する罪などの重大な国際犯罪を裁くために欠かせない国際司法機関である。しかし近年、政治的中立性への懸念や加盟国・非加盟国間の対立、資金や人材不足などの課題により、ICCへの信頼は十分とは言えない状況にある。そのため、ICCの役割を維持しながら、より多くの国から信頼される機関となるための制度改革を進める必要がある。

オーストラリアは、ICCの独立性を守ることを前提に、捜査や裁判の透明性を高める仕組みづくり、加盟国同士の協力体制の強化、資金や人材不足への支援を進めるべきだと考える。また、各国の司法制度を強化し、ICCと国内司法が連携しながら国際犯罪に対応できる体制を整えることも重要である。さらに、非加盟国が抱える国家主権や管轄権への懸念を一方的に否定するのではなく、継続的な対話を通して相互理解を深め、将来的な協力につなげていく姿勢が必要である。制度改革は一度で終わるものではなく、加盟国が継続的に見直しと改善を行うことで、より実効性の高い制度へと発展させることができる。

本会議では、まず日本やEU加盟国、カナダなどICCを支持する国々と連携し、制度改革の方向性について共通認識を築く。その上で、アメリカなど慎重な立場の国とも積極的に対話を行い、相手国の意見や懸念にも耳を傾けながら、多くの国が受け入れられる決議案の作成を目指す。オーストラリアは、一部の国だけが納得する内容ではなく、多様な立場を尊重した合意形成こそがICCへの信頼を高め、国際社会全体の法の支配と持続的な平和の実現につながると考え、多くの国と協力しながら議論を進めていきたい。

また、議論の中では対立を深めるのではなく、共通点を見つけることを重視し、各国が合意しやすい小さな改善案から考える姿勢を取る。特に、ICCの運用面での改善や技術的支援など、政治的対立が起こりにくい分野から合意を広げることで、最終的な大きな改革につなげていくことを目指す。さらに、会議後も継続的な対話の枠組みを維持することを提案し、ICCの長期的な信頼回復に貢献したいと考える。

Bangladesh

バングラデシュは、ICC(国際刑事裁判所)が重大な国際犯罪を裁き、国際社会の平和と法の支配を守る上で重要な役割を果たしていると考えています。我が国はローマ規程の締約国としてICCを支持し、その活動に協力してきました。特に2017年以降、ミャンマーから避難してきた100万人以上のロヒンギャ難民を受け入れており、ICCによるロヒンギャ問題の捜査にも協力しています。この経験から、重大な国際犯罪の被害者を守るためには、国際社会が連携して行動することが不可欠であると認識しています。

一方で、ICCの実効性には課題も残されています。加盟国の協力不足により、容疑者の逮捕や証拠収集が進まない場合があるほか、発展途上国では財政面や人材面の制約から十分な協力が



難しい現状があります。また、ICCが政治的な影響を受けることなく、公平で独立した機関として活動が続けられる制度づくりも重要であると考えています。

そこでバングラデシュは、ICCの実効性を高めるため、加盟国間の協力体制を強化するとともに、ICCに協力する発展途上国への財政支援や技術支援を拡充することを提案します。さらに、証拠や情報を安全かつ迅速に共有できる仕組みを整備し、各国がICCの要請に円滑に対応できる体制を構築すべきだと考えます。また、ICCの判事や検察官が政治的圧力を受けないよう独立性を確保し、透明性の高い運営を進めることで、国際社会からの信頼をさらに高めることができると考えています。

バングラデシュは、ICCが公平で信頼される国際司法機関として機能し続けることを期待するとともに、すべての加盟国が協力しやすい制度改革を進めることで、国際社会全体の平和と正義の実現に貢献していきたいと考えています。

Barbados

議題: 国際刑事裁判所 (ICC) 改革

担当国: バルバドス

1. 基本立場

バルバドスは、カリブ海の小島嶼開発途上国 (SIDS) として、自国の安全と主権の根幹を「法の支配」「多国間主義」「国際法」に置いてきた。2002年のローマ規程批准以来、国際刑事裁判所 (ICC) が最も重大な犯罪に対する問責を果たす唯一の常設裁判所として機能することを一貫して支持している。

しかし現在、ICCは加盟国の協力不足、非加盟大国の存在、裁判の長期化、そして外部からの政治的圧力や財政的制限という重大な試練に直面している。小国が国際法に依存して平和と人権を享受するためには、ICCが実効性と政治的中立性を兼ね備えた信頼できる機関であり続けなければならない。

2. 論点1: 実効性の強化 (能力構築と地域連携)

バルバドスは、重大犯罪の不処罰を防ぐため国際刑事責任の追及を重視し、現職国家元首であれ例外なく免責を認めない立場 (ローマ規程第27条) を堅持する。国際法の厳格な適用こそが小国の安全保障の根幹である。

一方で、履行強制のアプローチとしては、経済的・政治的制裁よりも「インセンティブと能力構築」を重視すべきである。多くの途上国・小国は協力の意思がありながらも構造的限界を抱えているため、司法能力構築プログラムを設立し支援を行うべきである。また、CARICOM等の地域機構を補完的パートナーとして位置づけ、地域の文脈に即した情報共有と捜査協力を推進することで、国家主権と実効性の調和を図る。

3. 論点2: 独立性・ガバナンス改革

ICCの「独立性」と「信頼性」の確保は最優先課題である。バルバドスは、非締約国を含む外部からの判事・検察官に対する制裁や威嚇 (大統領令による資産凍結等) を「法の支配に対する重大な侵害」として非難する。ASPおよび国連総会を通じてこれに対抗する共同決議を提示するとともに、職員の金融・デジタル環境を保護する「多層的司法保護プロトコル (JPP)」の創設を求める。財政面においては、慢性的な分担金滞納に対するペナルティ (投票権制限等) の厳格化と、小国への配慮制度の確立を提唱する。さらに、特定案件への自発的拠出金がもたらす



Brazil

Bulgaria

Burkina Faso

Cabo Verde

Cambodia

カンボジア大使です。
カンボジア政府は、ICCに協力的な姿勢を示します。重大犯罪をした人の不処罰を防ぐ必要があるという考えから、私たちはICCが独自に捜査、逮捕できる組織を持つこと、政治的圧力をかける国に対して屈しないことを求めています。

論点1

逮捕状がでている人物が自国を訪れた際、その国は必ずその人物を逮捕するようにする。ただし、逮捕したことによる戦争、亀裂は認められないものとしてICCが圧力をかけ、場合によっては制裁を科す。

論点2

ICCが独自に逮捕・捜査を行う組織を持つ。
そうすることで、締約国以外からの情報が得られるため、偏りがなくなる。

これから2日間よろしくお願いします。



Canada

大使の皆さん、こんにちは。カナダ大使です。我が国はICC(国際刑事裁判所)の起草国の一つとして、法の支配に基づく「不処罰なき世界」の実現に向け、創設以来全力を尽くしてまいりました。ウクライナ侵攻や中東情勢をはじめ、国際秩序が脅かされている今日、人道に対する罪や戦争犯罪を裁くICCの存在は、先人たちが第二次世界大戦後から学び築き上げた「正義と平和の砦」であり、決して失ってはならない奇跡の存在です。

しかし現在、非締約国によるICC関係者への不当な制裁やサイバー攻撃、また政治的圧力により締約国が被疑者の逮捕・引渡義務を果たさない問題など、ICCの実効性は重大な危機に瀕しています。大国の圧力により国際司法の機能が失われれば、二度と再建することはできません。

我が国は、日本、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スペインをはじめとする主要拠出国との強固な連携を呼びかけ、以下の2つの改革・強化策を提案します。

1. 協力義務違反に対する財政的ペナルティの導入

正当な理由なく逮捕・引渡し等の履行義務を果たさなかった締約国に対し、その国の分担金の10%に相当する罰金(追加拠出金)を課す制度を新設します。

2. 独立性を守る「裁判官・検察官の財産・安全保証制度」の創設

不当な外交圧力や個別制裁、威嚇から司法の独立性を防衛するため、裁判官や検察官個人の財産保護および安全対策を講じる保証制度を確立します。

ICCの実効性を高め、大国の圧力に屈しない永続的な制度改革を成し遂げるため、主要拠出国および全締約国の皆様のご賛同と協力を強く呼びかけます。

Chad

チャド共和国は重大な国際犯罪の処罰は国際社会全体の平和と安定のためには不可欠だと考えています。そのためチャドは2006年にローマ規程を批准し、ICCの締約国として国際刑事司法を支持してきました。

一方でICCは加盟国の協力なしには十分に機能せず、逮捕状の執行や証拠集めなどに問題を抱えています。また、一部の地域や国に捜査が偏っている、との指摘や国家主権との関係についても議論されています。チャドは重大犯罪の処罰と国家主権、地域の安定は対立するものではなく、両立を目指すべきだと考えています。

このためチャドはの実効性を高めるために、加盟国間の協力を強化することを最も重視します。逮捕状の執行や証拠収集への協力体制を充実させるとともに、各国の司法制度や捜査力を支援し補完性の原則を強化することが重要です。

さらにICCへの信頼を高めるには、政治的中立性と公平性を確保し、すべての国や地域に対して一貫した基準で国際刑事司法を適応する必要があります。チャドは国連、ローマ指定締約国会議、アフリカ連合などの国際・地域機関との対話と協力を深め、法の支配と国家主権の調和を図りながら、より実効性と信頼性の高いICCの実現に向けて建設的に取り組んでいます。



Chile

チリ共和国は、過去の独裁政治および人権侵害を克服した歴史的背景に基づき、「不処罰の排斥」と「法の支配」の遵守を国際外交の最重要課題としてきた。現在ICCが直面する二重基準や加盟国の協力不足、捜査の長期化、外部からの不当な圧力という課題に対し、チリは各国の憲法上の適正手続き(Due Process)と国際司法の調和を目指す「現実的な規範主義」の立場で臨む。

第一に、実効性の強化に向け、各国の主権や憲法手続を無視した自動執行の強要ではなく、加盟国の協力履行能力を高める「二段構え」の政策を推進する。具体的には、締約国会議の下で各国の国内法整備や要請への対応状況を評価・対話する「対話型ピア・レビュー制度(IC-MEC)」を新設し、不協力の背景にある制度的障害を可視化・改善する。また、資金や捜査技術の不足から証人保護や身柄拘束に対応できない発展途上国に対し、実務費用を直接助成する「実務支援専門基金(ICC-CapFund)」を創設し、補完性の原則を実務面から補強する。

第二に、内部ガバナンス改革と独立性の保全を進める。検察局による予備審査に原則2～3年の期限を設定して事前裁判部による進捗管理を義務付け、無用な捜査遅延を防ぎ迅速な裁判を受ける権利を守る。また、裁判官・検察官の選任において「独立適性評価委員会(ACPA)」の評価に実質的拘束力を持たせ、政治的取引を排除するとともに「地域の多様性」を維持する。さらに、非加盟国等からの不当な個人制裁や財政圧力から裁判所関係者を保護する多国間枠組みを明確に支持する。

本会議においてチリは、自国司法を経ない自動引き渡しや不当な一律予算削減を拒否しつつ、ウルグアイ等のラテンアメリカ諸国や欧州・アフリカの中堅国(Like-Minded Group)と広域連合を形成する。主権尊重と実効性を両立させる包括的決議案の主導を目指し、合意形成を牽引する。

Colombia

コロンビア共和国は、17年の国内予備審査を克服し、独自の移行期正義(JEP)で平和と処罰を両立させた「模範的協力国」の実践的知見に基づき、ICCの独立性・信頼性強化に向けた本方針を全締約国に共有する。現在、ICCは内外に深刻な課題を抱えている。外部からは、非締約国の大国による判事・検察官個人への不当な資産凍結や入国禁止といった政治的制裁・脅迫が常態化しており、国際的な防衛ルールは存在しない。内部では、主要拠出国への財政依存から「大国を裁かず途上国ばかり狙う」という二重基準の念が生じ、最高幹部のハラスメント等の不祥事に対する厳格な内部調査・懲戒の仕組みも不足している。我が国は、不処罰の撲滅というICCの理念に全面的に賛同する。しかし、従来の厳罰至上主義が紛争国の和平交渉の足枷となった反省から、司法は平和と和解を補完すべきだと考える。ICCは一方的な監視者から脱却し、国内司法の訴追能力をサポートする双方向の「補完性の原則」への運用を改善すべきである。そこでコロンビアは、予備審査の段階から、ICCが一方的に監視するのではなく、コロンビアのJEPのような国内の特設法廷や移行期正義の進捗を、締約国とICCが共同で「客観的に評価・育成」する常設の技術支援プラットフォームを新設するという政策を提案する。この政策を提案する上でトップラインはこの政策の実施、ボトムラインは国家主権と補完性原則の尊重とする。また、ICCが特定の大国や政治勢力の影響を受けない制度を強化すべきだと考える。そのために、検察官や裁判官の選出では地域や政治的利害ではなく、高い専門性と独立性を重視する透明な選挙制度を設けることを提案する。この政策する上でのトップラインはこの政策の実施、ボトムラインはICCが特定の大国や政治勢力の影響を受けない制度改革を実施することとする。



Cyprus

Djibouti【加筆修正】

ジブチ共和国は、ICCがジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪を裁き、不処罰を防止することで国際社会の平和と法の支配に貢献していることを高く評価する。ジブチはローマ規程締約国として、ICCの役割を支持するとともに、国際刑事司法の発展に協力する姿勢を維持する。

一方で、ICCは加盟国の協力に依存しているため逮捕状の執行率が低いことや、捜査対象が特定地域、特にアフリカ諸国に偏っているとの批判を受けており、実効性と公平性の両面で課題を抱えている。また、ICCと地域機関との考え方の違いが、加盟国の協力を困難にする要因となる場合もある。

これらの課題を踏まえ、ジブチはICCを弱めるのではなく、より公平で信頼される裁判所とするための制度改革を支持する。具体的には、第一に、捜査・起訴開始基準をより透明化し、第三者による定期的な評価制度を導入することで、地域的偏りへの懸念を軽減し、司法への信頼を高めることを提案する。第二に、ASPが加盟国の協力状況を定期的に確認し、必要に応じて技術支援や法制度整備支援を行うことで、ICCの実効性を向上させることを提案する。さらに、ICCとAUをはじめとする地域機関との対話を促進し、加盟国が協力しやすい環境を整備することも重要である。

ジブチ共和国は、司法の独立性を尊重しつつ、公平性・透明性・実効性を高める改革を通じて、国際社会から信頼されるICCの実現に向け、建設的な議論と協力に積極的に貢献していく。

Dominican Republic

DR Congo

執行性の強化、世界の法秩序と人権擁護のさらなる強化のためICCは国家権力よりも強い力を持つべきだと考える。一方で国家のリーダーに逮捕状が出されるなどして指導者に刺激を与えてしまい紛争、戦争が激化する恐れがある。そういったことが起こらない様、平和構築や政治的安定を求めある程度の免責を認めるべきだと考える。また、ローマ規定に批准している国々の中でICCに対する対応の差が生じているため実効性強化のためにも協力姿勢を見せない国に対し経済的制裁を加えることを提案する。これにより協力義務を果たす国が増えると考えられる。経済的制裁は大国の方が経済力があるため有利になると考えられるが、各国の経済状況を踏まえて国民の人権を尊重できるレベルで制裁を加えていくことで公平性を保つ様になると良いのではないかと考える。さらに、AUやEUとICCの関係を深め国際的に協力していくべきだと考える。そのために、逮捕される人の地域的偏りを無くし平等に裁き、ローマ規定に批准している国々同士の差を無くしていく必要がある。地域機構との関係が深まることで実効性強化だけでなく経済基盤の安定も見込める。



判事・検察官の独立性の保護については該当者の人権を守るためにも国連総会で議論し、ICC関係者に危害を加えることができない様にしていくべきである。締約国会議で行うと非締約国が参加していない状態になってしまうため国際社会全体で関係者への危害を無くしていくために国連総会での議論が最善だと考える。また、財政面ではまず未払いの分担金を補う必要がある。さらに、滞納金の規模が大きいいためそうならないように分担金の采配を再度調整していくべきだ。加えて、前に示した通り地域機構とも連携をとっていくことで経済基盤の安定を目指すことも大切だと考える。

Ecuador

El Salvador

エルサルバドル共和国は、ICCがジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪を裁く国際刑事司法の中核機関であり、法の支配と国際社会の平和・安全を支える重要な存在であると考え。我が国は2016年にローマ規程を批准して以来、ICCとの協調的な関係を維持しており、2021年には副大統領をICC本部へ派遣するなど、国際刑事司法の発展を支持してきた。

しかし現在のICCは、逮捕状の執行力不足、地域的偏在への批判、政治的圧力や財政的脆弱性などの課題を抱えている。一方で、ICCの権限を過度に拡大すれば国家主権への懸念も生じるため、加盟国との協力を基盤とした現実的かつ段階的な制度改革が求められる。

我が国は第一に、SICAをはじめとする地域機構とICCの連携を強化し、域内における逮捕・引渡し協力の枠組みを構築することを提案する。地域レベルで執行体制を補完することで、ICCの実効性を高めるとともに、各地域の実情に応じた持続可能な協力体制を構築できる。第二に、各国の司法能力を向上させるため、中規模国や途上国でも参加しやすい司法能力構築基金を創設し、補完性原則の実効性を高めることを提案する。国内司法を強化することは、ICCへの過度な依存を避けるだけでなく、各国の司法主権の尊重にもつながる。

さらに、ICCの独立性を維持するため、政治的制裁を受けたICC職員を支援する保護基金及び独立した多国間信託基金を設置し、財政的・制度的自立を強化すべきである。また、「法の前の平等」の理念を徹底するため、安保理付託において恣意的な適用除外を認めない原則についても国際的な議論を進めることを提案する。

エルサルバドルは、中南米・カリブ地域のICC加盟国として、ICCを支持する地域の立場を踏まえつつ、米国との関係にも配慮してきた。この外交的立場を生かし、法の支配を重視する国々とグローバルサウス双方の意見を結び付ける橋渡し役を担いたい。我が国は、対立ではなく協調を通じた現実的かつ持続可能なICC改革の実現を目指し、本会議に建設的に貢献する。



Côte d'Ivoire

コートジボワール共和国は、戦争犯罪や人道に対する罪などの重大な国際犯罪を裁くICCの役割は重要であると考えている。我が国は2010年の大統領選挙後に発生した政治危機の中でICCによる捜査を経験しており、不処罰を防ぎ、被害者に正義をもたらそうとするICCの存在に大きな意義があると考えている。しかしその一方で、国際機関による介入と国家主権の関係や、一部地域への捜査集中による公平性への懸念など、現在のICCが抱える課題も存在するとも考えている。そこで、我が国はICCを否定するのではなく、より信頼される制度を制定し、それらの問題を改善していくことが重要だと考えている。そこで我が国は、ICCの実効性を高める方法として、各国が自国内で公正な裁判を行う能力を向上させることを重視する。ICCは各国の司法制度に代わる存在ではなく、自国内で十分な捜査や裁判を行うことができない場合に補完的な役割を果たすべきである。そのため、途上国の法学部生や裁判官、検察官を対象とした国際研修・留学プログラムの創設を提案する。先進国やICC加盟国で法制度や証拠収集の方法を学び、帰国後に自国の司法制度の発展へ貢献できる環境を整えたいと考えている。また、青少年を対象とした法教育や国際交流事業を実施し、将来の司法人材を育成することも有効であると考えている。さらに、裁判所の設備整備やデジタル証拠管理システムの導入を支援する基金を設立し、司法基盤が十分でない国々を支援する枠組みについても検討すべきである。我が国は、ICCへの依存を強めるのではなく、各国が自ら公正な裁判を行える力を持つことこそが長期的な平和と安定につながると考える。その上で、AUやECOWASなどの地域機構との協力も進めながら、国際正義と国家主権の両方を尊重した、より公平で信頼されるICCの実現を目指したいと考えている。

Estonia

エストニアは人口約137万人で北ヨーロッパの東側に位置しています。エストニアは、国際軽視裁判所(ICC)に対して一貫してきわめて協力的で「全面協力」の姿勢を取り、ICCを強く支持しています。また、ロシアによるウクライナの侵攻後は他の加盟国と共にICCへの調査を付託し、戦争犯罪などの責任追及を積極的に後押ししてきました。

エストニアではICCは「法の支配に基づく国際秩序」を維持するために必要不可欠なものだと考えており、その実効性を強化させるために5つのことを重視すべきだと考えています。

ICCに対する国連安全保障理事会の全面的な支援を強化する

2. 逮捕状の「確実かつ無条件の執行」と国際連携
3. ICT(情報通信技術)を活用した裁判プロセスの効率化
4. 強化する「政治的圧力や脅迫」からの独立性の死守
5. 国連安全保障理事会との連携強化と拒否権制限

エストニアのような「防衛や安全保障を国際法と国際秩序に頼る」国にとって、ICCの実効性強化は自国の生存戦略そのものです。そのため、単にルールを守るだけでなく、「デジタル技術による効率化」「被害者救済への資金拠出」「国際社会における大国への外交的牽制」という、多角的かつ具体的な行動を率先して示すことが重要であると考えています。



エストニアは、ICCに主に「侵略犯罪」と「人道に関する罪」に関する管轄権の拡大、国連安全保障理事会との連携を強化してほしいと考えています。また、エストニアは、世界屈指のデジタル先進国としての知見を活かし、ICTの活用によるICCの効率化を求めています。ICTの活用によるICCの効率化によって「オンライン裁判」や「証拠のデジタル化」そして「各国の電子連携」が可能になります。

Fiji

国際社会における「法の支配」の確立と地球規模の平和の維持は、すべての国々に共通する最大の国際社会の利益であると考えます。フィジー共和国は、1999年に太平洋の島国としていち早くローマ規程を批准して以来、正義の実現に向けた国際的取り組みを強力に推進してきました。我が国は2009年の法律改正などを通じて、ジェノサイドや人道に対する罪を国内の法律に組み込み、まずは自分の国で裁くための基礎を整えてきました。一方で、多くの小さな島国には、ICCへ協力するための国内法や手続が十分に整っていないという課題もあります。しかしこれは不協力的なのではなく、法律を作る専門家の不足や、警察・裁判所の資金や技術の限界といった「手助けを必要としている現実」があるからです。ICCが管轄する国際刑事司法の確立は、大きな国際利益をもたらします。第一に、国家の最高権力者であっても法の下に服するという「法の支配」を国際社会に定着させ、権力者による深刻な人権侵害を未然に防ぐ抑止力を生み出します。第二に、法と国際ルールに基づく秩序が強化されることで、小国が大国の不当な威圧や横暴から守られ、安全と主権が守られます。そして第三に、国家の境界を越える国際犯罪者の逃亡や潜伏を防ぐことで、グローバルな安全保障を強固にすることができます。こうした国際益を実効的なものとするため、フィジー代表团は本会議において以下の具体策を提案します。

実効性を担保するペナルティ制度の導入

ICCの決定や逮捕状を無視する国家に対し、明確なペナルティ(外交的・経済的制裁等の検討)を導入・運用することで、裁判所の決定に実質的な拘束力と実効性を持たせること。

制度的障壁を解消する技術支援の推進

小国や途上国の司法・警察能力を高める支援制度を確立し、世界中の「法の抜け穴」を塞いで国際犯罪者の不処罰を徹底的に無くすこと。

裁判所の独立性の毅然とした堅守

いかなる大国からの政治的圧力や制裁からも裁判官・検察官の独立性を守り抜き、不偏不党の正義を貫くこと。

我が国は、各国との対話と協力を通じて、誰もが信頼できる国際刑事司法の仕組み作りに貢献していくことを約束します。



France

国際社会の正義と法の支配を堅持するため、フランス共和国は国際刑事裁判所(ICC)の抜本的な構造改革を提唱する。

近年、ICCの独立性と実効性は、特定の国々による政治的圧力や深刻な資金不足によって著しく脅かされている。これら問題点を改善するため、フランスは以下2つの政策を提案する。

一つ目に、ICC職員および関係者の徹底的な保護である。正義を執行する検察官や職員が、特定の国家から不当な制裁や脅迫、身の安全への脅威を受ける事態は容認できない。フランスは、職員の物理的・法的な安全を担保するための国際的な保護メカニズムの構築を最優先課題とする。

二つ目に、国際安全保障理事会(UNSC)や欧州連合(EU)など「国際組織」を対象とした新たな資金調達枠組みの創設である。従来の特定国に依存する資金拠出システムは、拠出国の政治的意図に影響されやすく、裁判所の不偏不党性を揺るがす要因となっている。そこでフランスは、個別の国家ではなく、国連安全保障理事会(UNSC)や欧州連合(EU)といった地域・国際組織を直接のターゲットとし、組織単位での持続可能かつ長期的な資金提供を義務付ける改革案を提示する。これにより、特定の超大国の意向に左右されない、真に独立した財政基盤を確立する。

本会議は、ICCを形骸化した組織から実効性のある最後の砦へと強化させるまたとない機会である。フランスはICCの創設メンバーであり、ICCに対する協力は惜しまない。

フランスはICCの基盤をより強固なものへと発展させるため各国と多国間における強固な協力関係を築いていきたいと考えている。

Germany

国際刑事裁判所(ICC)は、最も重大な国際犯罪に対する不処罰を防止し、国際法秩序を守るための必要不可欠な司法機関である。ドイツ連邦共和国は、歴史の教訓から、法が特定の政治的意図や権力関係によって運用される「勝者の正義」の不当性と危険性を誰よりも重く認識している。それゆえ、裁判所の独立性と中立性が揺らぐことは、国際社会全体の正義への信頼失墜に直結すると確信している。

しかし現在、ICCは内外からの政治的介入という深刻な課題に直面している。一方では、職務を遂行した判事や職員に対し非締結国から不当な経済制裁や政治的脅迫が加えられ、司法の独立が脅かされている。他方では、捜査の地域的偏りや事件選定の恣意性に対する懸念から、裁判所の公平性・中立性への信頼が動揺している。我が国は、いかなる外部圧力にも屈せず、かつ客観的で透明性の高い司法プロセスを確保することが不可欠であると考えます。

これらを踏まえて具体的な政策を二つ掲げる。一つ目に司法の独立を目指すための政治的圧力政策として、ICC判事や職員に対する不当な制裁が発生した際に48時間以内のASP緊急協議と共同声明の強制発動を掲げる。また、加盟国に外交・財政的支援といった対抗措置を義務付けることで連帯する。同時に制裁を受けた職員を守るために外交・財政的保護は徹底的に義務化する。

二つ目に公平性と信頼を確固たるものとするための政策として、外部の独立専門家などの第三者観察機関による捜査基準や組織の評価を常設化し、基準や地域バランスなどを示すガイドラインを年次公表することで事件選定の透明化を図る。

これらはいかなる権力介入をも許さない体制を整えるためのものである。

以上から、ICC判事や職員が受ける不当な外部圧力に対して加盟国が一体となった強固な経済的・法的支援体制を築く必要がある。あわせて、捜査の公平性と中立性をめぐる懸念を払拭すべく、客観的な優先度基準の公表と外部専門家による評価制度を定着させて透明度の高い司法プロセスを確立しなければならない。



Ghana

ガーナ共和国は親ICC派である一方、反ICC派のアフリカ連合(AU)の主要国でもあるため、中立の立場である。「AUの不満にも一理あるが、人道犯罪の撲滅のためにはICCは今なお極めて有用である」と表明している。私たちガーナは主要貢献国が掲げる「強固で実効性のある司法」とグローバルサウスが求める「主権の尊重と公正な運営」は決して相反するものではないと考えている。そこで、両者を結ぶ橋として私たちガーナはICCの実効性を高めるには加盟国に逮捕・捜査を強制させるようにするのではなく、加盟国が自力で対応できる環境を作ることが最善であると考え

る。

論点1に関して、私たちガーナは「補完性の支援」を主に提案する。途上国の多くは裁く意思があっても制度やリソースがなく、裁けない状態であることが多い。そのため、国際社会が支援をし、自国で裁ける体制を作ること、長期的そして持続的に成果を出すことが可能な仕組みとなる。これにより、効率化やコストパフォーマンスが向上し、結果実効性が高まると考える。

論点2に関して私たちは「①人事の透明性と地理的配分の改革」「②安保理拒否権による説明責任ルールの導入」の2つを提案する。①では裁判官や検察官の選任において、地理的配分をルールに組み込み、多様化を図る。また、選考過程を公開し、透明化をすることによりグローバルサウス出身の優秀な人材にとっての環境を整える。このことにより、欧米主導や政治的配慮といった批判をなくし、欧米諸国とグローバルサウスがお互いに協力をできるような環境づくりに努める。②では安保理がICCへの案件委託や操作停止の権限を行使する際、ICCに対して明確な法的根拠を口頭及び書面で説明することを義務付けるルールを導入する。よって、常任理事国の拒否権による不平等の問題を止め、国際司法の独立を守る。

ガーナ共和国は、理想と現実の双方に配慮した政策を掲げ、あらゆる地域グループの同志国と協力し、決議案の策定を主導したいと考える。

Grenada

Honduras

ホンジュラスとしては自国の司法制度が整っていない状況にあり、麻薬カルテルやギャング犯罪に手を打つ事ができなくなっています。なのでホンジュラスとしてはICC独自の警察機関を持ち、ICCが最後の砦として機能できるようにしたい。またICCの管轄権を拡大することにより組織犯罪にも対応できるようにしたいと考える。締約国間での協力を深め我々のような発展途上国に司法設備を整えられるようなサポートをしてもらいたい。政策として麻薬カルテルやギャングの被害に苦しんでいる国と協力し管轄権の拡大を目指すとともに、和メリカを締約国になるようにアプローチし大国の参戦によるICCの底上げを目指して頑張っていきたい。ホンジュラスひとつの力では解決することは正直難しいので皆さんの力を貸してほしい。



Hungary

ハンガリーは、EUとの関係改善を重視し、その一環としてICC(国際刑事裁判所)との協力を強化していくことが望ましいと考える。現在、ハンガリーは財政的な課題を抱えており、その背景には、法の支配をめぐるEUとの対立によって一部のEU資金が凍結されていることがある。そのため、国際法秩序の維持に積極的に貢献する姿勢を示し、EUとの信頼関係を回復することが重要である。具体的には、ICCからの逮捕・引渡し要請への誠実な対応、証拠や情報の提供、証人保護や司法共助への協力、ICC捜査官の活動支援などを積極的に行い、国際社会からの信頼向上を目指す。

一方で、ハンガリーはICCが政治的に利用されることを防ぐため、制度改革も重視する。まずはEU加盟国と連携し、ICCの透明性と公平性を高める改革を進めるとともに、イスラエルなど国際司法の運用に懸念を持つ非加盟国とも対話を行い、加盟国・非加盟国を問わず「政治的中立性」と「国家主権の尊重」という共通認識を広げていくことを目指す。

また、ICCの独立性と信頼性を確保するためには、二つの改革が必要である。第一に、「補完性の原則」の徹底である。ICCは、各国の国内裁判所が十分に機能しない場合にのみ介入する「最後の手段」であるべきであり、介入の要件や判断基準を客観的かつ明確に定める必要がある。これにより、恣意的な介入を防ぎ、各国の司法制度と国家主権を尊重することができる。

第二に、「判事・検察官の選出プロセスの公平性」の確保である。ICCが国際社会から信頼されるためには、特定の地域や政治的勢力に偏らない公正な人事が不可欠である。そのため、全締約国が平等に参加できる透明性の高い選挙を実施するとともに、地域的代表性や法制度の多様性を反映したバランスの取れた選出ルールを導入すべきである。

このように、ハンガリーはICCへの協力を進めながらも、政治的中立性、透明性、公平性、そして国家主権を重視した制度改革を推進することで、ICCの実効性と国際社会からの信頼を高め、より公正で持続可能な国際刑事司法の実現を目指す。

Italy

イタリアは、国際刑事裁判所(ICC)が重大犯罪の不処罰を防ぎ、国際法秩序を支える不可欠な制度であると考え。ローマ会議の開催国として、またローマ規程の締約国として、イタリアはICCの理念と実務を一貫して支持してきた。さらに、国内法整備やカンパ改正の批准、被害者支援への拠出を通じ、ICC協力の実効性向上に取り組んでいる。

一方で、ICCの最大の課題は、逮捕・引渡し・証拠収集などにおける国家協力の不足である。イタリアは、締約国に対し協力義務の履行を強化するとともに、非協力への制度的対応を整備すべきだと考える。また、国内司法の能力強化を支援し、補完性原則の下で各国が自ら重大犯罪を裁ける体制を広げることも重要である。

同時に、ICCの独立性、透明性、信頼性を守るため、裁判官・検察官の選任、予算、監督体制の改善が必要である。イタリアは、ICCの実効性強化と制度改革の両立を目指し、法の支配に基づく国際秩序の実現に貢献する。

Japan

--



Jordan

ヨルダン・ハシェミット王国は、国際刑事司法の実効性強化の実現と、中東地域の平和及び安定は相互に補完し合うものであり、いずれも国際社会が協力して取り組むべき重要課題であると認識している。自国はシリア、イラク、イスラエル及びパレスチナと隣接する地理的条件から、長年わたり武力紛争や難民流入などの影響を受けてきた。このような経験から戦争犯罪や人道に対する罪の不処罰を防止し、秩序を維持することは、地域の安定のみならず、国際社会全体の平和に不可欠であると考えている。

ヨルダンは国際刑事裁判所の締約国として、その果たす役割を高く評価している。一方、ICCの実効性は加盟国の協力や国際社会の支援なしには十分に発揮されないことも事実である。また、紛争地域では証拠収集の困難さや政治的な問題、各国の司法制度の違いなど多くの課題がある。よって、ICCの実効性の向上には単なる権限拡大ではなく、加盟国間の協力体制や地域的な連携の強化を必要としている。

以上を踏まえ、ヨルダンは第一に、国連、ICC及び加盟国間における情報共有や司法協力の強化を提案する。証拠保全や捜査能力向上のための技術支援を拡大することで戦争犯罪に対する迅速かつ公平な司法の実現を目指す。第二に中東をはじめとする地域機関とICCとの継続的な対話を促進し、地域の事情を踏まえた協力体制を構築することを提案する。第三に、戦争犯罪の被害者及び難民への支援を国際刑事司法の重大な柱として位置づけ、人道支援と平和構築を並行して推進するべきである。

さらにICCの信頼性を高めるためには、国家主権及び補完性の原則を十分に尊重し、公平性と透明性を確保した運用が求められる。これによりICC加盟国だけでなく非加盟国との建設的な対話も進み、より広範囲な国際協力につながると考える。

ヨルダンはICCを支持する国と慎重な立場をとる国との橋渡し役として、対立ではなく協調を重視した議論を推進していく。国際社会が相互理解と協力を深め、司法と平和構築を両立させることこそが、持続可能な国際秩序の実現につながると確信し、本会議において各国と建設的な議論を行うことを期待する。

Kenya

ケニア共和国は、国際刑事裁判所の創設理念である重大な国際犯罪の不処罰根絶という目的を再確認する。しかし、同機関が一部の選択的正義や政治的介入の手段と化し、主権国家の秩序や地域の平和構築を阻害してきた現実を看過することはできない。我が国は脱退ではなく、ローマ規程締約国として内部からの制度的改革を推進する立場から、以下の重点施策を提言する。

第一に、ローマ規程第17条に定める「補完性の原則」の厳格な尊重と「積極的補完性」の推進である。ICCの管轄権行使は国内裁判権が機能しない場合の「真の最終手段」に限定されるべきであり、ASPIは加盟国の国内および地域(AU)における司法インフラ・能力構築支援を最優先事項とすべきである。

第二に、第27条(免責不適用)と第98条(第三国免責尊重)の法的衝突の解消である。現職国家元首の免責権と国際慣習法との調和を図るため、ASPの下に常設の「法的解釈作業部会」を設置し、平和構築を阻害しない安保理第16条の透明な運用基準を確立しなければならない。

第三に、外部からの不当な政治的圧力に対向する「司法の独立保護」と「財政配分の公正化」である。非締約国等による判事・検察官への一方的制裁を強く糾弾するとともに、特定の案件に偏る任意拠出金を制限し、すべての地理的地域へ公平に予算が配分されるガバナンスの構築を求める。



ケニア共和国は、国家主権の尊重と国際正義が調和した、真に普遍的で信頼される司法機関への脱皮に向け、全締約国と建設的に協同する所存である。

Kiribati

我が国キリバスは、太平洋に浮かぶ人口13万人の島国である。私たちは本会議において、二つの基本方針を提示したい。

第一に、ICCは常に平等、中立を貫く機関であり、当事者国がいかなる強権を持っていても、公正な措置を維持し続けるべきである、ということ。第二に、各国にとってICCはあくまでも法的な最終手段であり、国内司法能力を補完・向上させる担保であるべきということだ。

しかし、現状のICCには、いくつかこの理念にはそぐわない実情が存在していることも事実だ。こうした実情を是正するため、我が国はICCの実効性に関して一つ、ICCに関しての制度改革に関して二つ、合計三つの政策を以下で提案する。

一つ目には、ICCの決定において、条約上の義務を不履行する国に対する「非武力的な」ペナルティの構築や、協力的な国に対してのインセンティブの提供について検討し、最終的に上記事項の詳細を記したガイドラインの作成を求める。具体的内容については締約国会議で協議し決定すべきである。

この政策は今回の会議の中心となる実効性を高めつつ、ICCが各国の内政に過干渉することのないように設計されている。

これにより、ICCの国際社会的な平等と中立を守りながら、実効性を向上させる、実効性と中立性を両立した改善を行うことができると考えている。

二つ目に、国内法整備を通じた「補完性原則」の実効化と、そのための支援制度の創設である。各国がローマ規程の理念を国内法に反映させるべきだが、我が国キリバスをはじめとする小島嶼開発途上国(SIDS)やその他の発展途上国は、膨大な法整備を行うための資金や専門人材が圧倒的に不足している。そのため、先進締約国や余裕のある国が協力し、小国向けの「モデル法案の提供」や「法整備支援基金」の創設・運用を提案する。

三つ目に、判事、検察官の政治的迫害についての、締約国間でのフレームワークの構築である。共同で声明を提出し、国際社会で抗議の意思を示す他、先述した非武力的ペナルティの採用も検討している。本会議では、これらの提案について各国と建設的な議論を行うことを期待する。

Malawi

私たちは、マラウイの代表です。私たちは基本的にICCに協力的です。しかし、ICCから逮捕状が出されていたスーダンのバシル大統領(当時)が自国に訪問した際、ICC締約国であるにもかかわらず、バシル大統領の自国訪問を受け入れ、逮捕・引き渡しをおこないませんでした。この理由は、二国間が対立し、アフリカ諸国などから批判を受けることを回避したかったことと、スーダンがICCに加盟していなかったからです。そこで、私たちは逮捕状が出ている人物が自国に訪問し、逮捕した際に、逮捕された国が経済的威圧をかけてくるかもしれないことと、全ての国がICCに加盟していないことが課題点だと考えました。そのため、義務を履行した国(逮捕状が出ている人物を逮捕した国)を、政治的・経済的報復から法的に保護する政策を提案します。逮捕された側からの不当な批判や圧力を無効化し、万が一の威圧に対してはICC加盟国の協力のもと、その経済的損失をカバーする相互扶助の仕組みを目指しています。すべての国がICCに加盟する政策については、毎年、ICC加盟国、非加盟国が集まる会議を開催し、加盟していない理由やICCに対する不



満・疑問、改善してほしい点などを話し合い改善することで、ICCへの加盟を促すことを目標としています。また、その他の課題として、事件の調査がアフリカに偏っていることがあげられます。そのため、ICCは 特定の地域だけでなく、世界各地の重大な犯罪を公平に調査する政策を提案する。これを実施することで、ICC加盟国が安心して逮捕協力できると考えます。

Maldives

Mali

マリ共和国は、2012年の時刻事案付託をはじめ、歴史的にICCへ全面的な協力を行ってきた締約国である。しかし現在、ICCが特定地域へ偏重した捜査を行なっている点、および大国の関与に対する政治的二重基準が存在することに対し、深刻な不信感を抱いている。こうした不当な介入や主権軽視、並びに公平性の欠如への懸念から、我が国は2026年6月にローマ規程からの脱退を正式に通告するに至った。

しかし、我が国は単なる国際秩序の破壊を望んでいる訳ではない。本締約国会議において、ICCが不偏不党で透明性の高い機関へと脱皮するための根本的な制度改革が示されるならば、我が国は国際刑事司法の枠組みにとどまる意思を有している。

したがって、本会議においてASPIには、案件選定プロセスの透明化および外部からの不当な政治的介入を防ぐガバナンス改革を決議として採択することを求める。具体的には、検察官による事件選定の判断基準や選定理由に関する加盟国への説明責任を制度化するとともに、各地域から公平に選出された独立監視委員会を設置し、圧力や制裁の監視と長期的な財政自立を確率すべきである。

マリ共和国は、事件選定の透明化と不当介入の防止という明確なルールが構築され、主権尊重を前提とした「真に普遍的で公平な正義が」が担保されるならば、今回の脱退通告を正式に撤回し、国際秩序の維持と不処罰根絶に向け継続して貢献していく姿勢である。

Marshall Islands

Mexico

自国の考えとして、内政不干渉が原則であるけれども、ICCの補完性の原理が存在しているため、その上でのICCの改革という点に対しては賛成を唱える立場である。しかし、大国との関係を保つことと、大国の思惑のかかる戦争、紛争などに懐疑をおぼえる(この感覚は大国にかかわらずどの国に対しても持ちうる感情である)なかでの葛藤があるだろう。



この改革を通じて、なるべく高まりのないような法的効力を持った有意義なしくみが作れることを切に願っている

Mongolia

モンゴルは、ICCは世界の平和を守るために大切な機関だと考えている。ICCは戦争犯罪や人道に対する罪など、とても重大な犯罪を裁く役割がある。しかし、加盟国が協力しなかったり、お金が足りなかったりして、十分に活動できないことがある。

そこでモンゴルは、ICCをもっと活動しやすくするために三つのことを提案する。まず、加盟国同士が協力し、逮捕や証拠集めを進めやすくすること。次に、判事や検察官が政治の影響を受けず、公平に仕事ができるようにすること。最後に、ICCの活動を続けられるように、加盟国が協力して必要なお金を負担し、司法制度が十分ではない国への支援も行うことである。

このような取組によって、重大な犯罪をした人を裁きやすくなり、被害者を守ることにもつながると考える。また、国どうしが協力することで、世界の平和や安全にも役立つ。

モンゴルは、国際法を大切にしながら、各国が協力してICCをより良い機関にしていけることが大切だと考える。そのため、対話を続けながら、国際社会と協力していきたい。

Montenegro

モンテネグロの政策提案

論点1: 加盟国間での司法協力を強化する。

加盟国に対して、国内法整備や人材育成支援を行う。

論点2: 裁判官・検察官の選出過程の透明化。

非加盟国との対話を促進し、多くの国が国際政治司法へ参加できる環境を作る。

法治度の低い国や発展途上国と協力し、公平で実効性の高い国際政治司法の実現に向けて会議を進めていきたいです。

Netherlands

ICCのホスト国であるオランダ王国は、重大な国際犯罪の処罰と法の支配の確立に向け、ICCの独立性と実効性を全面的に支持します。現在ICCが直面している逮捕協力の遅れや予算問題、組織への不信感を克服するためには、特定の国々を一方向的に非難するのではなく、すべての加盟国が納得して協力できる持続可能な制度へとアップデートすることが不可欠です。本会議において我が国は、対立する国々の懸念に寄り添いながら、実効性と公正さを両立させる現実的な改革を主導します。

裁判所の実効性を高めるため、我が国は現場で機能する協力体制の構築を強力に推進します。全加盟国に専用の国内連絡窓口を設置して行政手続きの滞りを防ぎ、警察や法務機関の爆速な連携を実現します。また、自国の安全保障上の事情などから逮捕協力が難航する国に対し、公に非難される前に非公開で裁判所と協議できる事前相談枠組みを創設します。一方向的な追及では



なく事前の対話を通じて課題を共有し、加盟国が安全に協力できる現実的な手順を探ります。さらに、正義の根幹を支える証人を脅迫から守るため、証人保護基金を拡充し、加盟国全体で安全な受け入れ体制を整えます。

併せて、すべての加盟国から信頼される組織へと成長させるための制度改革を進めます。KPIを導入して予算運用を透明化し、無駄遣いを徹底的に省くことで、税金を出す加盟国の納得感と現場の捜査に必要な資金の双方を確保します。さらに、アジアやアフリカなどから優秀な人材をパランスよく登用して人事的偏りを是正し、特定地域のための裁判所という不信感を完全に払拭します。そして、大国からの不当な制裁や威嚇に対しては加盟国全体で裁判官や検察官を法的に守り抜き、どんな圧力にも屈しない強い司法の独立性を堅持します。

New Zealand

Nigeria

Position Paper(ナイジェリア)

ナイジェリアは、ICCが大量虐殺、人道に対する罪及び戦争犯罪などの重大な国際犯罪に対処する上で重要な役割を担う機関であると認識している。一方で、ICCが十分に機能するためには、加盟国の協力や制度の公平性・実効性をさらに向上させる必要があると考える。

ナイジェリアはICC締約国として、補完性原則を尊重し、重大犯罪に対する国際社会の協力を推進する立場をとる。各国の国内司法制度を基本としながら、必要に応じてICCがその役割を果たすことが重要である。また、加盟国間の逮捕・引渡し・証拠収集などの協力体制を強化し、ICCの実効性を高めるべきである。

さらに、ICCに対する国際的な信頼を高めるためには、地域的代表性や透明性を確保した制度運営が不可欠である。ナイジェリアは、アフリカ諸国を含む多様な地域の意見が制度改革に反映されることを重視するとともに、国連安全保障理事会や地域機関との建設的な連携を推進する。本会議では、ICCの実効性と公平性を両立させる制度改革について、締約国及び関係国との対話を重ね、幅広い合意形成を目指す。ナイジェリアは、国家主権と国際刑事司法の均衡を保ちながら、法の支配に基づく国際社会の実現に貢献していく。

Norway

ノルウェーは、国際法の尊重、人権の保護及び法の支配を外交政策の基本理念としており、ICC（国際刑事裁判所）はジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪などの重大な国際犯罪に対する不処罰を防ぐために不可欠な国際機関であると考えています。そのため、ICCの独立性と実効性を維持・強化することは、国際社会全体の平和と安全の実現につながる重要な課題です。

一方で、現在のICCは、加盟国への協力依存、裁判の長期化、財政・人的資源の不足、政治的圧力などの課題を抱えています。これらの課題を解決するためには、ICCだけではなく、締約国及び国際社会全体が責任を共有し、協力を強化していくことが必要です。

ノルウェーは、ICCの実効性を高めるために、締約国による協力義務の履行状況を定期的に確認・共有する「締約国協力レビュー制度」の創設を提案します。この制度を通じて、逮捕・引渡し、



証拠提供、司法共助などの協力体制を強化するとともに、各国が抱える課題に応じた技術的・制度的支援を行うことで、ICCの活動をより効果的なものにできると考えています。また、デジタル証拠の収集・分析体制の整備、被害者・証人保護制度の充実、司法制度が十分ではない国への能力構築支援も重要であると考えます。

制度改革においては、ICCの独立性と信頼性を確保することが最も重要です。判事・検察官・ICC職員に対する政治的圧力や制裁を認めないという共通原則を締約国会議で確認するとともに、透明性の高い人事制度、安定した財政基盤の確立、組織運営に関する定期的な外部評価制度の導入を進めるべきです。これらの取組により、ICCはより公平で信頼される国際司法機関として機能できると考えています。

ノルウェーは、多国間協力こそが国際刑事司法を支える基盤であると考えています。締約国、国連、地域機構及び市民社会との連携を深めながら、法の支配に基づく国際秩序の維持と、すべての人が正義にアクセスできる国際社会の実現に向けて、建設的な議論に貢献していきます。

Panama

パナマ共和国は、ICCがジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪を裁く唯一の常設国際裁判所として、不処罰の防止と国際法の支配の実現に不可欠な役割を果たしていると考えます。パナマは締約国として、ICCの独立性と実効性を支持するとともに、多国間協力を通じた国際刑事司法の発展を重視しています。しかし現在、ICCは逮捕状の執行や証拠収集を加盟国の協力に依存しており、加盟国ごとの司法制度や捜査能力、財政状況の違いによって、十分な協力が得られない場合があります。その結果、裁判の長期化や逮捕状の未執行が発生し、ICCの実効性が十分に発揮されていない。また、判事や検察官に対する政治的圧力や財政的制約も、ICCの独立性と信頼性を損なう要因となる。パナマは、ICCの実効性を高めるためには、制裁よりも加盟国が協力しやすい環境を整備することが重要であると考えます。具体的には、ASPが加盟国の協力状況を毎年評価し、逮捕状の執行や証拠収集、容疑者の引渡しなどに積極的に協力した締約国を認定する制度を提案する。認定国に対しては、パナマは自国の強みであるパナマ運河を活用し、通航料や関連サービス料の減免などの措置を提供する。これは、パナマが自国の強みを生かして国際協力に貢献する一例であり、他の締約国についても、それぞれの強みを生かしたインセンティブを提供することを期待する。これにより、ICCへの協力が促進されるだけでなく、各国の国内司法も強化され、ローマ規程の補完性原則をより効果的に機能させることが期待される。さらに、パナマは、地域機構との連携を強化することも重要であると考えます。米州機構をはじめとする地域機構とICCとの連携を制度化し、証拠共有や司法協力を強化することで、地域の実情を踏まえた迅速かつ効果的な捜査を実現できる。パナマは、ICCの実効性と独立性を高めるためには、各国が対立するのではなく、それぞれの能力を高め、協力を促進することが最も現実的かつ持続可能な解決策であると考えます。本会議においても、すべての加盟国と議論を行い、公正で信頼される国際刑事司法の実現に貢献していく。

Peru

今回の会議において自分たちの国はICCの影響を強めていく方針で話をしていく
進めていく。その具体的な案としてICC職員に対する経済措置などの国家によ



政策はICC職員に対する経済制裁などを含む国家の私怨による不当な制裁を認めない、また、それらが行われないことを保障する

Portugal

Republic of Korea

大韓民国は、民主主義と国際法秩序を重んじる中堅国(ミドルパワー)として、国際刑事裁判所(ICC)の実効性強化と制度改革を強力に支持いたします。かつて朝鮮戦争において国際社会からの多大な支援を受けて復興を果たした歴史的背景を持つ我が国は、欧米諸国と発展途上国・未加盟国の双方の立場や法的懸念を深く理解できる「対話の不偏不党な架け橋」となり、国家主権の尊重と国際正義の実現を高次元で調和・両立させることを目指します。

ICCの介入に伴う国家主権侵害への懸念に対し、我が国は「補完性の原則」の厳格な徹底を強く主張いたします。ICCが一方的に管轄権を行使して裁判を奪うのではなく、まず各国の国内司法機能が十分に機能するよう手助けすることが極めて重要です。我が国は、加盟・未加盟を問わず途上国に対する国内法制の整備支援や、法執行機関および司法関係者への専門的な研修プログラムの提供といった「司法能力向上支援(キャパシティ・ビルディング)」を強力に推進します。これにより、各国家が自らの手で重大犯罪を適正に審理・処罰できる自律的な体制の構築を主導してまいります。

現職の国家元首や政府高官であっても、ジェノサイドや人道に対する罪などの重大犯罪に対する「免責」は絶対に認めないという原則(ボトムライン)を徹底して堅持いたします。ここで例外を認めれば国際法秩序の形骸化を招くためです。ただし、突然の逮捕状発行が引き起こす外交的パニックや進行中の停戦・平和交渉の破綻を防ぐため、国連安保理や地域機構(AU・ASEAN等)との事前協議メカニズムを確立し、手続きにおける高い透明性と予測可能性をしっかりと確保してまいります。

我が国は、単なる罰則や制裁による圧迫ではなく、法整備支援や経済協力を軸とした「前向きなインセンティブ」と、裁判手続きの透明化・迅速化を組み込んだ持続可能な決議案の採択を目指します。「手厚い支援で各国の司法能力を高めつつ、免責は許さない」という一貫した姿勢で、信頼される国際司法秩序の構築に貢献いたします。

South Africa

南アフリカ共和国は、ICCがジェノサイドや人道に対する罪など重大な国際犯罪に対する責任追及において重要な役割を果たしていると考えています。しかし、裁判手続の長期化や加盟国との協力不足、地域的公平性に対する懸念など、ICCには改善すべき課題もあります。



南アフリカ共和国は、ICC改革において「補完性の原則」を重視します。ICCは各国の国内司法を代替するものではなく、国内で適切な司法手続ができない場合に補完的な役割をはたすべきです。そのため、加盟国の主張を尊重しつつ、国内司法制度の改善を支援することが国際刑事司法の実効性を高めると思います。

また、ICCへの信頼を高めるためには、裁判や捜査の効率化、人事の透明性向上、加盟国との協力体制の強化が必要です。さらに、地域的代表性を確保し、公平で偏りのない運営を推進することが、国際社会からの信頼回復につながります。以上を踏まえ、南アフリカ共和国は、ICCの独立性を維持しながら、補完性の原則と国家主権を尊重した制度改革を進めるとともに、加盟国の司法能力の強化や高い国際刑事司法の実現を目指します。

Spain

スペインは、国際法の支配、人権の尊重及び多国間主義を外交の基本理念としており、国際刑事裁判所 (ICC) は重大な国際犯罪の不処罰を防止し、国際社会の平和と正義を実現するための中核的機関であると考えます。そのため、ICCの権限を縮小する改革ではなく、実効性・独立性・信頼性を強化する制度改革を支持します。

論点1「ICCの実効性強化」について、スペインは締約国間の協力体制の強化が最も重要であると考えます。ICCは独自の執行機関を有しておらず、逮捕状の執行や証拠収集は各国の協力に大きく依存しています。この課題を解決するため、スペインは締約国協力評価制度の創設、司法能力構築支援プログラムの拡充、デジタル証拠の協力ネットワークの整備を提案します。これらの制度は各国の協力を促進するとともに、ローマ規程の補完性の原則を強化し、各国の国内司法制度の発展にも寄与するものです。

論点2「ICCに対する制度改革」について、スペインはICCの独立性と透明性を維持することが何より重要であると考えます。そのため、裁判官及び検察官の選出手続の透明性向上、ICC独立性保護宣言の採択、ガバナンス・レビュー制度の整備、安定した財政基盤の確保を提案します。これらの改革は司法判断への政治的介入を防ぎ、国際社会から信頼されるICCの実現につながります。スペインは、本会議においてEU加盟国をはじめとするICC支持国のみならず、すべての締約国と建設的な対話を行い、国家主権及び補完性の原則を尊重しながら、実効性と信頼性を兼ね備えた国際刑事司法制度の構築を目指します。そして、法の支配に基づく国際秩序の維持に向け、各国と協力して現実的かつ持続可能な制度改革を推進していきます。

大会当日、皆様と議論しあえることを楽しみにしています。
よろしくお願いします。

State of Palestine

親愛なる議長、各国大使の皆様。我々パレスチナは非加盟国からの圧力による加害者の不処罰という深刻な問題に直面しています。今後パレスチナは、いかなる圧力にも屈しない司法の独立性と中立性の死守を最優先に、ICC改革に関わる方針です。まず論点1について、すべての国際犯罪を厳格に裁き、複雑な国際関係下でも実効性ある調査を行える体制の構築を求めます。現在、パレスチナには国全体を統括する警察組織が存在せず、ICCの調査要請に十全に応じられない構造的課題があります。そこで、ICC直属の警察組織の創設を提案します。本組織は加盟国の要員・資金拠出による常設部隊とし、派遣国の政治的意思や拒否権に左右されず、ICCの独立した命令のみで迅速に動く実効性を持たせます。これにより、執行力を持たなかったICCの世界的影響力を抜本的に強めることができます。一方で、国家主権の侵害という反発を避けるため、国



家の正規軍の派遣だけでなく、民間軍事組織の活用や、公募した退役軍人などによる志願制警察部隊という形態も認める条件を加えます。これにより各国の主権を保護しつつ、ICC独自の執行権力を担保できます。次に論点2について、我が国は非加盟国からの不当な圧力を問題視しています。現状、圧力への制裁規則がないため、効果的な対策がなされていません。そこで、ICC職員や裁判関係者への圧力に対し、加盟国全体で制裁を下す義務の法制化を提案します。具体的には加盟国やICC職員を自国の一部とみなし、不当な圧力に対して共同で「経済制裁」を施すルールです。また、ICCの慢性的な財政難についても、自国の経済力が低いパレスチナとしては、一律の加盟国負担増には賛成しかねます。そこで、有罪判決を受けた個人に巨額の賠償金を請求し、それを財源とする仕組みを提案します。これは財政難の解決と同時に、加害者への強力な経済制裁となり、不処罰の横行を食い止める抑止力になります。今回の議論がICC改革における大きな一歩となることを願います。

Switzerland

私たちスイスは中立性を維持しつつも、国際協力を積極的に進め、法の支配・平和・人権を守ることで、自国の安全と繁栄を確保することを基本方針とする国である。我々が理想とする公正な国際司法制度の在り方とは「各国が国内の法制度を整備し、国際法を自主的に遵守する」姿である。

スイスは国際法の遵守を外交政策の柱として掲げ、全面的にICCに協力している。私たちがこの議場で目指したいことは以下の3点である。

1つ目はICCの実効性強化に向けて加盟国を増やすことだ。さらに国連、EU、AUなどそのほかの国際機構との協力も拡大していきたい。EUによる支援が大きい現状のままで、加盟国の足並みがそろわない。まずは、加盟国内の足並みを揃え、締約国全体でICC支援を行っていきたい。

2つ目はICCに協力することで各国が利益を得られる仕組みを作り、協力国を増やすことだ。私たちは「加盟国」／「非加盟国」の区分だけでなく、「協力国」という新たな枠組みの導入を提案する。都合のいい時にだけICCに協力姿勢を見せる大国の支援を今よりも受けやすくなるのではないか。

3つ目はICCが財政的に独立して活動できるよう独自の金融機関の設立を提案することだ。I

Tajikistan

タジキスタン共和国は、最も重大な国際犯罪の不処罰を終わらせるというICCの理念を支持し、2000年に中央アジアでいち早くローマ規程を批准しました。しかし現在のICCは、特定の地域に対する「選択的正義」の疑念や大国からの政治的圧力、そして独自の強制力を持たないという構造的課題に直面しています。当国は、ICCの実効性強化には、国家主権の尊重、地域の安定、および既存の二国間協定との調和が不可欠であると確信しています。

当国は国内刑事訴訟法において国際法規範の優先を定めていますが、現実にはICCへの協力義務と、地域の安全保障上不可欠な近隣諸国との枠組み(ミンスク条約等)や、米国との二国間免責協定(BIA)との間で法的な板挟みにあります。国家の平和と生存を脅かす形での無条件の逮捕・引き渡し要請は現実的ではありません。



このジレンマを打開し、ICCの信頼性と実効性を両立させるため、我が国家は次の二つを提案します。

1. 検察機関の透明性向上と政治的隔離

捜査の公平性を担保し、選択的正義との批判を払拭するため、検察の捜査手順に関する厳格で共通のルールを策定すべきです。具体的には、捜査プロセスを詳細に記録し、締約国会議の独立監査部門に提出・開示する仕組みを構築します。同時に、非締約国や大国からの不当な圧力から検察官を完全に隔離・保護する体制を義務付け、真の司法の独立を確立します。

2. 協力体制に関する客観的ガイドラインの策定

国連安保理の専権事項を侵す軍事介入や、国際銀行の利用停止など、国家主権を著しく侵害する制裁の自動発動には反対します。一方で、ICCの執行力を補完するため、被疑者への対応において、不十分であると認定された場合ICC内の決議案を失効したいと考えています。

会議本番に向け、追加で深掘りしたい論点や、他国（EU諸国やアフリカ諸国など）からの想定質問への対策を行いたい場合はお知らせください。

Tanzania

タンザニアは東アフリカに位置する国で、近年は著しい経済成長を遂げています。独立以来、比較的政治が安定しており、大規模なクーデターや内戦を経験していません。外交では中立的な立場を取り、欧米や日本、中国など幅広い国々と良好な関係を築いています。また、東アフリカ地域では主導的な役割を担い、南部アフリカとも密接な関係があります。社会インフラの整備や開発が進められている発展途上国です。タンザニアはICCの理念を支持し、2002年のローマ規程批准以来、国際刑事司法の発展に貢献してきました。アルーシャには旧ルワンダ国際戦犯法廷（ICTR）が設置され、多くの国際犯罪の裁判に携わるなど、東アフリカにおける司法の中心として重要な役割を果たしています。一方で、ICCは警察権を持たず加盟国の協力に依存しているため、逮捕や引き渡しが行われなかったことや、政治的対立による実効性の低下、地域的な偏りなどの課題を抱えています。また、タンザニア国内でも国際刑事司法に関する法整備が十分ではなく、制度面の強化が求められています。このような現状を踏まえ、タンザニアは今後もICCへの協力を継続しながら、東アフリカ地域の中心国として各国の司法能力向上と地域機構との連携を重視します。ICCが各国の司法を補完するという原則を尊重し、法整備や人材育成への支援を通じて、各国が自ら重大犯罪に対応できる体制を築くことが重要であると考えます。また、アフリカの平和と安定を維持する観点から、ICCによる司法と地域の和平努力の両立を目指す姿勢を大切にします。さらに、ICCの独立性と信頼性を高めるためには、判事や検察官への政治的圧力を排除し、公正な司法を守る仕組みを整える必要があります。加えて、各国が経済力に応じて公平に分担金を負担するとともに、技術や人材面での支援を進め、持続可能な運営を実現すべきです。タンザニアは、AUやEACなどの地域機構との連携を強化し、インセンティブを活用した協力を優先することで、加盟国の主体的な協力を促し、国際社会全体から信頼されるICCの実現に貢献していきます。

Timor-Leste

私たち東ティモールは、独立までの過程で深刻な人権侵害や紛争を経験してきました。そのため、不処罰を防ぎ、法の支配を守ることは平和な社会を築く上でとても重要だと考えています。このような経験から、東ティモールは2002年にローマ規程を批准し、ICCの締約国として国際刑事司法を支持してきました。一方で、現在のICCには、逮捕状が十分に執行されないことや加盟国の協力体制に差があること、政治的な圧力を受ける可能性があることなど、いくつかの課題がありま



す。東ティモールは、ICCの権限をさらに広げることよりも、まず加盟国が協力しやすい環境を整えることが実効性の向上につながると考えています。

論点1であるICCの実効性強化については、「ICC協力能力構築プログラム」の創設を提案します。人的・財政的資源が限られている国に対して、捜査技術や証拠保全、司法制度の整備、人材育成などを支援することで、各国がICCへより積極的に協力できるようになると考えます。また、ローマ規程締約国会議で各国の協力状況を定期的に共有し、お互いの課題や成功事例を学び合える仕組みも必要だと考えます。

論点2である制度改革については、ICCの独立性と信頼性を守ることが重要だと考えます。そのため、判事や検察官に対する不当な政治的圧力があつた場合には、ローマ規程締約国会議が共同で対応する仕組みを整えるべきであり、また、安定した財政基盤を確保し、特定の国の影響を受けない運営を行うことでより公平で信頼される裁判所になると考えます。

東ティモールは小規模な国ではありますが、自国の経験から、国際刑事司法は平和を支える重要な仕組みであると考えています。本会議では、ICCを支持する国だけでなく、さまざまな立場の国とも対話を重ねながら、すべての国が協力しやすい制度づくりを目指していきたいです。そして、現実的で多くの国が賛同できる制度改革を進めることが、ICCの実効性と信頼性の向上につながると考えています。

Trinidad and Tobago

Tunisia

皆さんこんにちは、チュニジア大使です。

私たちは、「ICCが本来の役割を果たせるよう、国際社会としてどのように支援・改善するか」を今回の模擬国連の大きなテーマだと考え、「地域機関とICCの連携」と「政治的圧力」の観点で取り組んでいきます。

チュニジアはICCには今まで通りに締約を維持し、協力体制で関与していく方向です。また、自国の周辺諸国で起こっているICCで裁かれるべきに近い出来事に関しては、まずはその周辺諸国での連盟での話し合い等が開かれるべきであるが、それに加えてICCや国際社会の連携が必要であるとも考えています。また、制度の改正についても、積極的に取り組んでいきたいという姿勢です。

そのなかで、今回私たちが提出する政策は、「ローマ規定の非締約国で重大な国際犯罪が発生した際には、周辺諸国にICCの批准国又は締約国その周辺に位置するICC締約国が仲介国となり、ICC・当事国・国連との対話を促進する」という制度を設ける。」そして「ICCの職員に対して、国家による政治的圧力を禁止する」という制度を設ける。」です。

1つ目の政策に関しては、非締約国とICCとの対話を促進するための外交的な橋渡しを行えるため、重大な国際犯罪への早期対応や地域の実情を踏まえた解決が期待され、ICCへの協力促進を国際社会全体にもたらすことが期待されます。

2つ目の政策に関しては、ICCは政治的圧力に左右されず、公平かつ独立した司法機関として機能できるようになります。そのため、加盟国や被害者からの信頼が高まり、不処罰の防止や法の支配の実現につながり、さらに、すべての国が公平に扱われることで国際刑事司法の正当性が向上し、国際社会全体の平和と安定に貢献することが考えられます。

皆さんは昨今のICCの動きをどのように感じていますか？



私たちの意見に賛同してくださる大使の方々はぜひ議場でお声がけください。私たちも大使のみなさんとお会いできることをとても楽しみにしています。
それでは8月8日に議場にて、お会いしましょう。

Ukraine

ウクライナはICCが国際法を支配する機関となり、戦争犯罪などの国際的な犯罪を裁くための必要不可欠な機関であると考えます。しかし、慢性的な財政、人員不足や加盟国同士の協力不足、捜査の長期化により役割が十分に果たされていないと考える。これらの課題を解決し、ICCが国際法を守るための機関とするために加盟国とICC双方の改革が必要だと考える。

論点1 ICCの実効性をどのように強化すべきかにおいて、ウクライナはICCの要請に従わない国に対してのペナルティを求める。また加盟国間での連携を強化し、情報共有や合同研修を行い捜査能力を向上させるべきである。またICCの慢性的な人材不足を解消するために人材の派遣を拡張する。

論点2 ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきかにおいてウクライナは、ICCが国連やEU等の国際機関との連携を強め加盟国からの財政支援を拡張し安定した運営基盤を確保することを提案する。また、ICCの調査体制を強化し、大規模な国際犯罪が発生した際に迅速な捜査を行えるように専門人材の派遣や捜査時の技術面での強化を支援する必要がある。

ウクライナはICCの実効性と影響力を強めることが国際社会での不処罰を防ぎ恒久的な平和につながると信じ、各国と建設的な議論をしていきたい。

United Kingdom

ICCは国では裁ききれない重要な国際犯罪を犯した個人を裁き、「不処罰なき世界」を目指すには不可欠な機関だ。しかし、ICCは逮捕状の執行を強制的に行うことができず、これがICCの実効力を低下させる大きな要因となっている。また、検察官等のICC職員に政治的圧力が加えられている等独立性が失われつつある。

英国は、ICCを強く支持している。実際に、ICCへ世界でもトップクラスに資金援助をしており、資金だけでなく専門家等の人員派遣を行なっている。英国は、ICCの実効性が高まり、法によって国際社会の平和と正義の実現を望む。

この目標を実現するために、以下の政策を提案する。

第一に、ICCへの協力義務を強化する。これにより、逮捕状の執行が円滑に進み、平和や秩序を保てるようになり、被害者を救済することができることが期待される。また、犯罪者への抑止力になると考えられる。トップラインとして、ICCの捜査と逮捕への協力を義務化する。ボトムラインとして、ICCに協力することで自国民が損害を受ける場合は協力を免除する。しかしその場合、その免除は適切かASPで議論する。

第二に、締約国は、政府首脳または政府を代表する最高責任者が就任時にICCの独立性を尊重し、ICCの検察官や職員に政治的圧力を加えないことを誓い、誓約書に署名する。これにより、ICC職員に対する政治的圧力の抑止が期待される。トップラインとして誓約書を全世界に公開する。ボトムラインとして、誓えない場合は正式な場で、書面及び口頭で、理由を説明する義務を負う。また、現在就任している政府首脳または政府を代表する最高責任者は、この政策が可決された際に署名をすることを提案する。

英国は、国際社会の平和の実現のために、ICCの存在及び各国の協力は不可欠と考えるため、ICCの実効性、独立性及び信頼性を高めるために尽力する。



Uruguay

ウルグアイとしてはICCを全面的に支持する立場である。ウルグアイは国際法に基づいて公平な審議によるコンセンサスを目指し、武力の行使に関しては反対派である。ウルグアイは判事・検察官の選出と国連通常予算の算定方式に準じた強制分担金の透明化をすることにより、判事・検察官の信頼性と財政面の安定を促し、ICCの独立性を高めれると考える。実効性の強化については、現職国家元首の免責撤廃、履行義務放棄をした場合の制裁、国際機関による国への介入前の会議の実施、地域機構のつながりによる履行支援の促進を提案する。

Venezuela

ベネズエラは、ICC(国際刑事裁判所)がジェノサイド、人道に対する罪及び戦争犯罪などの重大な国際犯罪の不処罰を防止する上で重要な役割を担う国際司法機関であることを認識している。一方で、その正当性と実効性は、司法の独立性、公平性及びローマ規程に定められた補完性の原則が適切に保障されて初めて実現されるものである。ICCが加盟国及び国際社会から継続的な信頼を得るためには、制度改革を通じて透明性と中立性を一層高める必要がある。

第一に、国際社会はICC関係者への政治的圧力を防止するための国際的枠組みを整備すべきである。近年、ICCの判事や検察官に対し、経済制裁や資産凍結、ビザ発給拒否などの措置が講じられた事例があり、このような政治的介入は司法の独立性を著しく損ない、公正な捜査や裁判を妨げる要因となる。ベネズエラは、国連総会及びローマ規程締約国会議(ASP)において、ICC関係者への政治的圧力や報復措置を認めない国際規範を策定し、全ての国が司法機関の独立を尊重する共通原則を確立することを提案する。

第二に、補完性の原則の適用における透明性及び客観性を高める必要がある。現在はICC自身が国内司法の十分性を判断しているため、その判断に対して政治的偏向を指摘する声も存在する。そこでASPの下に独立した第三者評価機関を設置し、国内司法制度や捜査・訴追状況、裁判所の独立性などを専門家が客観的に評価した上で、ICC及び当事国へ勧告を行う制度を提案する。なお、最終的な判断権はICCが保持することで、司法の独立性と迅速性を維持する。

これらの改革はICCの権限を縮小するものではなく、司法手続の透明性、公平性及び説明責任を強化し、加盟国とICCとの相互信頼を深めることを目的としている。ベネズエラは、国家主権の尊重と法の支配の両立を図りながら、より公正で信頼される国際刑事司法制度の構築に向け、全ての加盟国と建設的に協力していく姿勢を示す。

Zambia

みなさんこんにちは。ザンビア大使です。ザンビアは、アフリカ大陸南部に位置する発展途上国のひとつです。周辺諸国との関わりや地域でのザンビアが果たす役割については、周辺国による紛争が多発するなかで中立的な立場で地域の和平実現に貢献しています。ICCに対する自国のスタンスは、周辺のアフリカ諸国がアフリカへの事件介入の偏りを理由に相次いで離脱をしているなかで、そういった考えも持ちながら、法の支配を重要視する国民の声もあり、自国の発展も進めつつ限られた資源のなかで可能な範囲の協力を続けています。論点1のICCの実効性強化に関するボ



トムラインは、国家主権の尊重を理由に未加盟となっている国家が少なくないことから、各国が納得できる国家主権と国際刑事責任の基準の確立です。ICCが持つ権力の範囲を明確化することで未加盟国の加盟や必要に応じた個別具体的な事案についての協力の促進が見込めます。トップラインは、現職国家元首の国際刑事責任に対する執行猶予制度の確立です。現職国家元首の免責に関しては、いくつかの解決策を挙げた結果執行猶予制度がさいてきであると考えました。論点2のICCに対して求める改革については、ボトムラインとして、ICC、各国、他の捜査組織機関間での情報交換システムを確立させることでより正確で確実かつ迅速な捜査を実現させます。トップラインとして、ICCの有用性についての研究・教育機関に対して援助を行い、活動を促進させることで世界中を巻き込んでICCの存在に対する肯定的な民意を高め、加盟国の増加を実現させます。また、アフリカ地域のアフリカ諸国は発展途上国も多数存在し、国内の司法制度が十分に整備されていない国も少なくないため、国内の司法制度の確立を援助するための資金提供を提案します。国内の司法制度が確立することで、国内司法で解決することができる事案の範囲が拡大し、ICCの業務量の軽減も期待できます。議場では、それぞれの国家の政策を相互に理解し合い、各政策の利点や問題点、懸念点などを共有しあうことで合意形成を目指し、よりよい政策を実現させたいと考えています。どうぞよろしくお願い致します。